

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた高圧ガス・火薬類保安の対応について

R2.6 消防保安課

新型コロナウイルスの感染症の緊急事態宣言下では、県では実施方針を定め、外出自粛要請や施設の休止等を行ってきた。緊急事態宣言の解除後においては、感染の拡大防止と社会・経済活動の維持の両立を図るため、対処方針により新しい生活様式の普及と定着の促進を図ることや、イベント自粛の段階的な解除等の対応を行っている。

高圧ガス・火薬類の保安においても例外ではなく、今後は感染防止対策を取りながら保安を確保することが重要になると考えられる。そこで、これまで実施してきた取り組みを整理し、今後実施予定の訓練等について、実施方針（案）を保安会議で確認することとしたい。

表 主な取り組みと今後の実施方針（案）

	これまでの取り組み	今後の方針（案）
令和2年度 高圧ガス・火薬類保安会議	保安会議は書面開催とする。	各分科会については、電子会議を検討し、開催する場合は感染症拡大予防策を施す。
令和2年度工業保安行政担当職員研修	例年4月に行う座学での研修は、6月に書面開催（一部は動画配布）する。	現地研修等を含む後半の研修については、夏頃改めて実施方法を検討する。
2020年度高圧ガス地震防災緊急措置訓練	—	令和2年10月8日に小田原アリーナで、感染症の拡大防止に配慮して開催する。 開催時及び事前の準備を含め、感染拡大予防策を施した上で実施する。 (別紙1参照)
2020年度高圧ガス火薬類保安大会	—	令和2年10月26日に県民ホールで、感染症の拡大防止に配慮して開催する。 開催時及び事前の準備を含め、感染拡大予防策を施した上で実施する。 (別紙2参照)
関係団体への協力要請	会員等に県の方針等を周知徹底するよう要請（「感染防止対策取組書」等）	引き続き、県の方針等の改定時に必要に応じ要請する。